

M&A

M&Aの現状

M&A(企業の合併・買収)という言葉は、現在では当たり前のように言われるようになってきましたが、中小企業にはまだ縁が無い話であると思われるのが現状です。しかし、日本全国で約2700件(公表件数)程度あるM&Aの約70%は未公開企業(中堅・中小企業)が絡むものであり、今後は中小企業にとってもM&Aを使って事業展開を図るという方法も選択肢に入れて考えていくべき時代が来ているといえます。

M&A増加の要因

後継者問題や事業の将来性不安から、事業及び会社を譲り渡したいという会社が増加している一方で、既存事業を拡大したい、異業種へ進出したい、シナジー効果により経営を効率化したいなどといった希望から、譲受希望の企業も増加していることがM&A増加の要因となっていると思われます。

主要なM&Aの手法

M&Aの手法として、大きく分けると、株式取得、会社分割、事業譲渡等の方法があります。

株式譲渡

M&Aの手法の中でその殆どを占めるのは株式譲渡です。

★株式譲渡の特徴は以下のようなものがあります。

- 1, 包括的に承継できて事業価値の毀損が少なく、また、取引、雇用契約、許認可関係は原則そのまま承継できます。
- 2, 株式の売買のみであるため、他の手法に比べてスピーディに行うことができます。
- 3, 譲受側のリスクは株式譲渡対価に限定されます。
- 4, デメリットとして、簿外債務、偶発債務(脱税、未払残業代等)を承継してしまう恐れがあります。
- 5, 譲渡制限付株式の場合は、譲渡会社の株主総会の承認が必要です(中小企業は殆どあてはまります)。

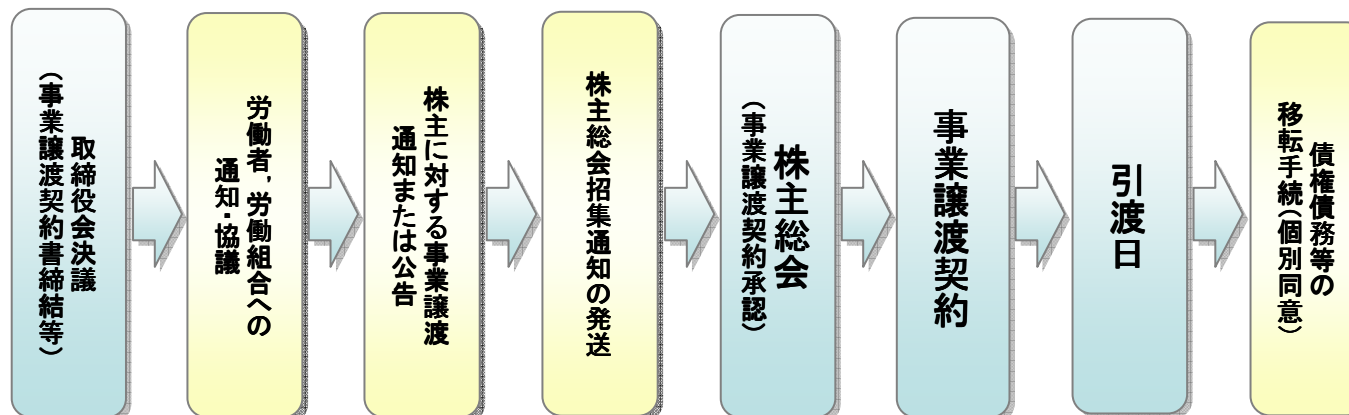
事業譲渡

事業譲渡とは、その名のとおり、会社が事業の一部もしくは全部を譲渡することを言います。会社法には、譲渡した会社または事業を譲り受けた会社の内部の手続きについて規定が置かれています。

【事業譲渡の特徴】

- 1, 譲渡対象は営業用財産です(土地, 建物, 什器備品, 機械等の有形資産だけでなく, 従業員や取引先などの無形資産も含まれる)。
- 2, 事業の全部または重要な一部を譲渡する場合は, 譲渡会社において株主総会の特別決議が必要です。
- 3, 譲渡を行うにあたり, その対価が必要になります。
- 4, 譲渡する資産, 負債を取捨選択できるため, 簿外債務等を引き継ぐリスクが非常に小さく, 一つの事業のみを切り離したという時に有効な手段と言えます。
- 5, 譲渡対象となる権利義務について, それぞれ権利移転行為や対抗要件具備行為(※1)が必要となります。
例)・従業員の転籍については個別に同意を得る, 債務については各債権者の承諾を得る…etc
(※1…第三者に対して権利を主張できるように登録等をする(例:不動産移転登記等各種登記)
- 6, 特約が無い限り, 譲渡会社は, 同一または隣接市町村内において, 20年間同一の営業は禁止されます。
- 7, 許認可が必要な事業については, 事業譲渡ではその認可は原則的に引き継がれません。

【事業譲渡の流れ】



会社分割

会社分割とは、会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を他の会社に包括的に承継させることをいいます。収益の悪い部門を子会社化する等して経営効率を向上させるために使う手法です。事業譲渡と似ていますが、事業を包括的に承継させるという点が大きく異なります。

【会社分割の種類及び特徴】

「新設分割」…分割する会社の営業を新設する会社に承継させる方法

「吸収分割」…分割する会社の営業を他の会社に承継させる方法

- ・事業譲渡と異なり、個別の権利移転行為が不要なため、相手方の同意無く契約上の地位を移転することができます。
- ・会社分割に伴い従業員の個別同意は不要です(なお労働承継法の定め有り)
- ・労働契約は、包括的に承継されるため、労働条件、労働協約、就業規則は承継会社においてそのまま維持されます。
- ・労働者に対しては、分割契約書承認の株主総会の2週間前までに通知をしなければなりません。
- ・官報公告のほか、定款で定める日刊紙等に掲載するときは、知れたる債権者への個別催告が省略できます。

【会社分割の流れ】

